

2011年4月22日に、日本赤十字社本社から福島県内で救護活動を行っている各支部に、「福島県における救護班の安全対策体制」が通知されました。

福島県における救護班の安全対策体制

1. 原発より30km圏内での活動は行わない
2. 各救護班は、長崎・広島両原爆病院の協力により作成された放射線安全対策マニュアルにより安全確保を図り、交代時に引き継ぐ。緊急時、その他アドバイス等については福島県支部・福島赤十字病院放射線部」で対応する
〔連絡窓口：福島県支部 事業推進課〕
3. 活動する救護班員には、個人線量計（計100個を整備）を貸与する
〔個人線量計の設定〕
 - ・集積線量1mSvで警報を設定 → 退避する
4. 緊急時に備えて、福島県支部・会津若松血液センターに、防護服セットを常備する
〔防護服セットの内容〕
 - ・防護服
 - ・ゴーグル
 - ・N95対応マスク
 - ・手袋
5. 福島県支部にガイガーカウンターを配備する
6. 福島赤十字病院にヨウ素剤を常備する
7. 活動時の被ばく線量を記録し、活動終了時に線量計測値に基づいて安全性の判定を行い、本社にて記録を管理する